

熊本家庭裁判所委員会（第35回）議事概要

第1 開催日時等

1 日時

令和2年12月22日（火）午後1時30分～午後3時20分

2 場所

熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

紫藤千子，鈴木俊洋，丁畑博胤，永田広道，横山千尋，吉田道雄，阿部広美，
熊谷功太郎，下馬場直志，芦高 源

（事務局等）

事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，主任家庭裁判所調査官，主任書記官，会計課長，総務課長，総務課専門職

4 意見交換テーマ

(1) 家事調停事件における新型コロナウイルス感染症による影響及びその対策
について

(2) 子の福祉の実現に配慮した調停運営について

第2 議事概要【発議者の略記 ◎：委員長，○：委員，◇：事務局等】

1 開会

2 新任委員のあいさつ

3 家裁委員会委員長の選任

4 議事

(1) 家事調停事件における新型コロナウイルス感染症による影響及びその対策
について説明

(2) 子の福祉の実現に配慮した調停運営について説明

(3) ご意見を伺いたい事項

- ア 家事調停事件における新型コロナウイルス感染症による影響及びその対策について
- イ 親ガイダンスについて（紛争解決に効果的な内容・方法の工夫）
- ウ 面会交流の実施にまつわる課題について（子の福祉を踏まえた建設的な話し合いを進めるため、又は面会交流の円滑な実現のための工夫や利用できる社会資源等）

5 意見交換

【家事調停事件における新型コロナウイルス感染症による影響及びその対策について】

- 遠方の方が当事者となっている場合、リモート会議を利用したりはしているか。
- 現在、民事訴訟手続においては、IT化の取組の中で、ウェブ会議を利用した手続を行っているところであるが、家事事件についても、方向性としてはありうらと思う。もっとも、情報セキュリティや非公開性に十分に配慮する必要があり、裁判所全体で検討していく必要があると思われる。
- 病院等の中には入口に体温を測定する機器を設置しているところもあるが、そういったものを設置する予定はあるか。
- ◇ 現在、熱の有無が分かる機器を正面玄関に置いている。
- ◎ 当事者の方には、体調の悪い方は無理をしてお越しにならないようにのご案内をしている。

【紛争解決に効果的な親ガイダンスの内容・方法の工夫、面会交流の実施にまつわる課題について】

- 以下の点について、意見等を述べたい。
 - (1) 親ガイダンスのビデオについては、どのような方が視聴しているのか。また、再生回数はどの程度か。

- (2) 調停手続後のフォローアップはどのようにされているのか。
 - (3) 子の福祉の観点から、裁判所はどの程度、具体的に関わることができるのか。
 - (4) 親たちの交流会のようなものは考えられないか。
 - (5) 自治体等との連携も必要なのではないか。
- 調停期日をお知らせする際、動画視聴のパンフレットを同封しており、中学生以下のお子さんがある当事者の方には期日の前に必ず見ていただくようお願いしているが、どの程度視聴されているか把握はしていない。親ガイダンスは新しい取組であり、調停委員の研修等で、当事者の方の反応や、ビデオ視聴後にどのように話をしていくとよいのかなどについて、意見交換しているところである。

調停手続後のフォローアップについて、個々の事案に裁判所の方から関与することは予定されていない。例えば、定められた内容のとおり面会交流がうまくいかなかった場合は、当事者の方に再度調停を申し立ててもらったり、履行勧告の申立てをしてもらい、家裁調査官の方で状況を調査した上で履行を勧告するというようなことを行っている。

- ◇ 家裁調査官の方では、調停手続の中では、当事者の方の気持ちの変化に応じて適宜必要な働きかけをしていくことができるが、調停手続が終わった後のフォローとなると、裁判所は申立てがないと関与することができないことから、履行勧告か新たな調停の申立てをしていただくことになるというのが実際のところである。

- 子の福祉の観点からの働きかけに関し、裁判所においては、面会交流について、離婚しても父母双方から愛情を受ける重要な機会と考えており、それ自体価値があるものとの前提のもとで、例えば、暴力をふるう等、個別の事情で子に会わせることができない場合に、手紙でのやりとりがよいのかとか、会わせる場合でもどの程度の頻度で会わせるのがよいのかなどを中立性に配

慮しながら調整しているところである。

- ◇ 家裁調査官からは、子どもが離婚したら親が親ではなくなると誤解しているようなときに、そうではないと説明することはある。また、子どもが父親と会ったら母親が怒るのではないかと心配しているようなときは、どうして心配なのかを子どもに聞いた上で、父親や母親に対し、どういった対応が望ましいのかを考えていただくよう働きかけたりしている。
- すべての事件が子の福祉に関わるものというわけではなく、遺産分割や養育費、婚姻費用といった財産関係が問題となる事件もあることから、現状として、家裁調査官が子の福祉に配慮すべき事件として調査を行う対象はある程度限定されており、家裁調査官としての専門性が生かされる事件に労力を集中して、調査を行っている。
- ◇ すべての事件には関与できないので、比較的紛争性が高い事件に調査に入っている状況である。
- 裁判所から働きかけて、親たちの交流会といったものを行うのは、プライバシーの問題もあり、難しいのではないかとと思われる。リモートでとのご提案もあったので、今後そのようなことも視野に入れて検討しないといけないのかもしれない。
- 当事者の方を対象とした交流会というのは、実際にはなかなか難しいのではないか。
- 利用できる社会的資源として、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも考えられるのではないかと思う。
- 親ガイダンスが困難な事例でも、情報をシンプルにして繰り返し伝えてご理解いただくとか、複数の人に関わるなどの工夫の余地はあると思う。
- 児童室はどの程度の頻度で使われているのか。子供は自分が見られていることを何も知らされていないのでは、後で騙されたと思う可能性があるのではないか。それに対するケアはどうされているのか。

- ◇ 使用頻度は時期によって異なるが、令和2年10月から11月の2ヶ月で言うと、10回程度である。通常、児童室は、低学年以下の子どもに使用し、高学年の子どもには使っていない。子供が見られていることを知らない件について、通常、親は知っているが、ミラー越しに見られていることは子供には伝えてはいないことから、親に対し、見ていたということは子どもには話さないようにと伝えている。
- せっかくビデオがあるのであれば、これをもっと広める方法を考えて、多くの方々に見ていただくのがよいのではないか。
- 面会交流に関して、最初はうまくいっていたとしても、再婚時に問題となってくることもあると思うので、再婚したらまた相談できる窓口があったほうがよいのではないかと思う。
- 調停委員が自分の価値観を押し付けるようなことはあってはならないと思う。また、「事件」という呼び方をやめたほうがよいのではないか。一般の方は、「調停事件」というと調停で何か事件があったのではないかと思ってしまうのではないかと思う。
- 裁判所に来られる方は実際に困られている方たちの中の一部であるという認識を持つ必要がある。そのような意味で、裁判手続に関する広報活動については、今後も検討の余地があると思う。
- 調停委員が自分の価値観を押し付けることがあってはならないという点については、そのとおりであり、そのようなことがないよう、引き続き研修等でも取り組んでいきたい。また、「事件」という言葉の使い方については、私どもも注意しなければならないと思ったところである。
- ケースバイケースでいろいろあると思うが、裁判所においては、粘り強く子の利益を第一に考えて、繰り返し親への働きかけを実施していただきたい。
- 裁判所に対しては、面会交流に関するハード面の整備をお願いしたい。例えば、こども文化会館や安全に面会ができる保育所等との連携を模索してい

ただきたい。

「事件」という言葉はやめてほしいというのは、法律専門職の立場からは目から鱗であった。私も「事件」という言葉は気をつけなければならないと思った。

◎ 裁判所が子の福祉の観点から他の機関と連携するというのは大きな課題だと思う。

◎ 貴重なご意見ありがとうございました。

5 次回のテーマ

「熊本家庭裁判所における広報活動について」委員全員が合意した。

6 次回期日

令和3年5月28日（金）午後1時30分

7 閉会